

○長南町ラジコン草刈機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢化や担い手不足により負担となっている草刈作業の省力化と負担軽減を図るため、町内の団体等が環境保全として行う農業用施設及び道路並びに河川等の草刈作業に対して、町が所有するラジコン草刈機の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 ラジコン草刈機の貸出を受けることができる対象は、長南町に所在する営利を目的としない、次の各号のいずれかに該当するものの代表者とする。

- (1) 行政区
- (2) 日本型直接支払制度実施組織や地域資源の保全管理及び有害鳥獣対策を行う組織
- (3) ボランティア等の団体
- (4) その他町長が必要と認める者

(対象作業)

第3条 ラジコン草刈機の貸出しを行う対象作業は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- (1) ため池及び水路等における草刈作業
- (2) 道路及び河川等における草刈作業
- (3) その他町長が必要と認める草刈作業

(貸出申請)

第4条 ラジコン草刈機を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長南町ラジコン草刈機貸出申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 保管場所を示す図面
- (2) 利用場所を示す図面
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請の際、公的身分証明書を提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

3 申請者は、当該申請の貸出期間が経過した後（申請が却下されたときは、当該決定後）でなければ新たに申請をすることはできない。

(貸出許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに貸出の許可をするかどうかを決定し、長南町ラジコン草刈機貸出許可（不許可）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第6条 前条により許可を受けた者（以下「利用者」という。）へのラジコン草刈機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め5日以内とする。ただし、返却日が休日等（長南町の休日に関する条例（平成元年長南町条例第18号）第1条に規定する休日をいう。）に該当するときは、これらの日の翌日とする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ラジコン草刈機の管理及び利用については、提示される取扱説明書を確認し、それを順守すること。
- (2) 営利目的の利用をしないこと。
- (3) ラジコン草刈機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 近隣住民への騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。
- (5) ラジコン草刈機の処理能力を超えて利用しないこと。
- (6) ラジコン草刈機に異常がある場合は、町に報告しその指示に従うこと。

(ラジコン草刈機の返却)

第8条 利用者は、ラジコン草刈機の利用が終了したとき、ラジコン草刈機の清掃及び点検を行い、燃料を補充したのち、長南町ラジコン草刈機貸出実績報告書（別記第3号様式）を添えて、速やかに返却するものとする。

(決定の取消し)

第9条 町長は、利用者がこの告示に定める事項に違反したとき、又は災害時等貸出すべきではないと判断したときは、貸出の決定を取消することができる。

(賃借料)

第10条 ラジコン草刈機の貸出は、無料とする。ただし、燃料費、運搬費その他の使用に係る経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償等)

第11条 利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により、ラジコン草刈機を毀損し、又は亡失したときは、町長の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さねばならない。

2 利用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、利用者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。